

平成30年改正版

千代地区防災計画

【災害への備えと対策】



千代地区自主防災会

目 次

【防災計画】 （平成27年2月28日作成、平成30年2月28日最終改正）

1	まえがき	1
2	計画の対象地区の範囲	2
3	基本的な考え方	2
	（1）基本方針（目的）	2
	（2）活動目標	2
	（3）長期的な活動計画	2
4	地区の特性	3
	（1）自然特性	3
	（2）社会特性	3
5	防災活動の内容	4
	（1）防災活動の体制（班編成）	4
	（2）平常時の活動・事前の対策	5
	（3）発災直前の活動	6
	（4）災害時の活動	7
	（5）復旧・復興期の活動	9
	（6）市、消防、他団体、ボランティア等との連携	9
6	実践と検証	10
	（1）防災訓練の実施・検証	10
	（2）防災意識の普及啓発	10
	（3）計画の見直し	10

【別紙】 （平成30年1月1日現在）

- 別紙1 集落別人口・世帯数
- 別紙2 集落別高齢化率・生産年齢人口
- 別紙3 千代地区土砂災害特別警戒リスト
- 別紙4 地震・土砂災害で孤立が予想されるリスト
- 別紙5 積雪災害で孤立が予想される地区
- 別紙6 地区内避難所等一覧
- 別紙7 地区防災備蓄倉庫・備品等一覧

【資料】

- 千代地区自主防災会規約 （平成30年2月28日現在）
- 防災マップ 千代No.1～2 （平成29年3月 飯田市発行）

千代地区防災計画

制 作：千代地区自主防災会

〒399-2222 飯田市千代932番地5

TEL.0265-59-2003 FAX.0265-59-2080

発行日：平成30年2月28日

1 まえがき

災害を減らす ～日頃からの備え～

火災は消火技術よりも、起こさないこと（予防消防）が最も大切です。災害も同じで、発生後の対応よりも起きる前の対応が重要となります。災害の発生を全て抑えることはできません。しかし、家庭で、地域で、日頃から備えておくことで最悪の事態を避け、被害を減らすこと（減災）ができます。

迅速で組織的な災害対応

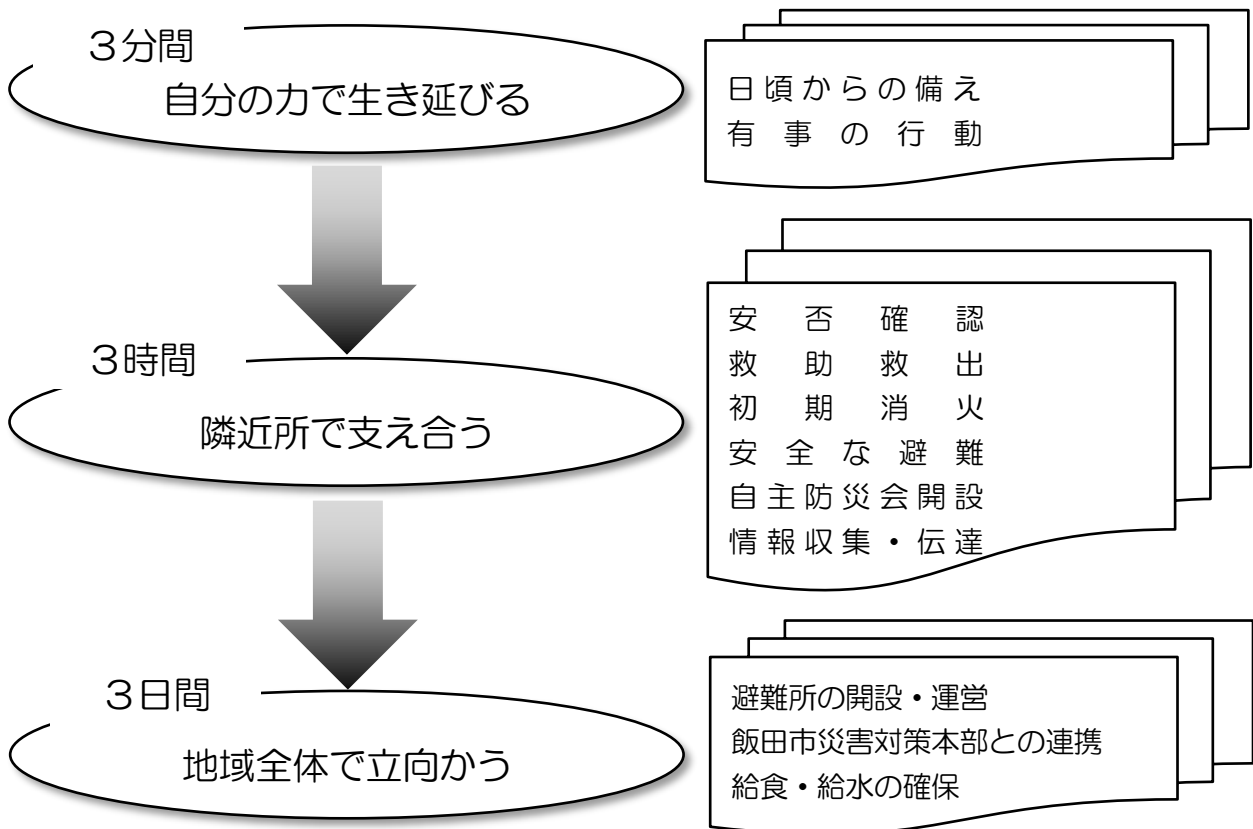
～3分・3時間・3日間の対応で安全安心確保～

阪神・淡路大震災の直後から、「3・3・3の原則」という言葉が生まれたそうです。

最初の3分は動きもままならない、まずは自分の安全を確保する時間。

次の3時間は家族や隣近所の安否を確かめて、安全な場所に避難する時間。

次の3日間は初期の避難生活の時間。また、一般的に「72時間の壁」といわれる、生存者の生存率が急激に下がる時間帯でもあります。



2 計画の対象地区の範囲

地区	区	小組合等の数
千代地区	田力 (たちから)	4
	荻坪 (おぎつぼ)	2
	芋平 (いもだいら)	3
	野池 (のいけ)	7
	米川 (よねがわ)	7
	法全寺 (ほうせんじ)	4
	山中 (やまなか)	3
	大郡 (おおごおり)	4
	米峰 (よなみね)	3
	毛呂窪 (けろくぼ)	6
	ハノ倉 (はちのくら)	3
	下村 (しもむら)	5

集落別の人口及び世帯数は、別紙1 参照

3 基本的な考え方

(1) 基本方針 (目的)

- ・ 平常時及び災害時における地域防災力を高めることにより、地域コミュニティを維持・活性化すること。
- ・ これらを実現するために、地域に暮らす住民一人ひとりが協力して防災活動をはじめとした協力体制を構築する。
- ・ 平時から関係する団体と地域が一体となって、目標に向けて連携体制を構築する。

(2) 活動目標

【平時の目標】

- ・ 災害時避難場所や情報入手方法を知っている割合を80%にする（毎年、消防団の防火査察の際に確認する）。
- ・ 家具の転倒防止を行っている割合を53%にする（毎年、消防団の防火査察の際に確認する）。
- ・ 避難所となる施設を中心に、ガラス飛散対策を順次進める。

【地震】

- ・ 3分、3時間、3日間を自助・共助で乗り切る。

【土砂災害・浸水害】

- ・ 土砂災害による犠牲者をゼロにするため、土砂災害特別警戒区域居住者への情報伝達を10分以内、避難を30分以内に行う。
- ・ 30分以内で行う警戒態勢確立・避難情報伝達・事前避難の完了

【雪害】

- ・ 大雪に伴う救急搬送の遅れや消火活動の遅滞といった事態にならない、通常なら助かる命が大雪でも守られるように地区における除雪態勢の構築

(3) 長期的な活動計画

- ・ 地域避難計画の策定
- ・ 地域コミュニティ（自主防災会等）への全住民の加入促進

4 地区の特性

(1) 自然特性

ア 当地域で予測される自然災害

	災害の種類	発生時期	集落
○	地震による家屋倒壊（1割以上）	地震発生時	全域
○	地震による火災延焼 （1箇所あたり10戸以上）		米川
○	地震によるがけ崩れ		全域
○	地震によるため池決壊		田力・荻坪・芋平・野池・ 山中・大郡・下村・八ノ倉
○	地震による河道閉塞		全域
×	地震による液状化現象		
○	土石流	降雨時	全域
○	がけ崩れ		全域
○	地すべり		芋平・米川
○	浸水害（外水はん濫）		米川・野池・法全寺
×	浸水害（内水はん濫）		
○	大雪（積雪深30cm以上）	降雪期	全域

イ 災害発生予測場所における居住者・集落等一覧（別紙3参照）

ウ 土砂災害警戒区域等にある要援護者施設

区域の名称	所在地	施設名	施設の種類
土砂災害警戒区域 （イエローゾーン）	飯田市千代3166-2	千代小学校（校舎）	鉄筋コンクリート
	飯田市千栄1530-1	千栄小学校（校舎）	鉄筋コンクリート
土砂災害特別警戒区域 （レッドゾーン）	飯田市千代3166-2	千代小学校（体育館）	鉄筋コンクリート

エ 過去の災害

いつ	災害名	場所	地区の被害状況
昭和34年9月	伊勢湾台風	全域（米川・野池）	死者2人・全壊18戸・半壊137戸
昭和36年6月	36災害	全域（米川・野池）	半壊3戸
昭和58年9月	58災害	全域	小規模土砂災害

(2) 社会特性

ア 当地域で発生が予想される人為災害

	災害の種類	発生時期	町名・集落
○	長時間停電	強風、降雨、大雪	全域
○	道路寸断による孤立	土砂災害	別紙4参照
○	倒木等による孤立	大雪	別紙5参照

イ 集落別高齢化率と生産年齢人口 別紙2参照

5 防災活動の内容

(1) 防災活動の体制

ア 班の編成と役割

班名 役職 担当者	平常時の役割	発災直後の役割 “集まれた人で！”	応急期の役割 ～6時間後以降
会長	→ 総括	◎「2次被害、受傷事故の防止」 ①被害状況の把握 ②被害の概要を直ちに災害対策本部へ連絡。救助支援が必要な場合はその旨を連絡 ③避難施設の簡易応急危険度判定（外観→屋内） ④備蓄倉庫からの資機材運搬 ⑤避難所受付準備 ⑥避難所開設	指揮・意思決定
副会長	→ 会長の補佐		会長の補佐
総務班 長：(ま)総務企画部長 副：基盤整備部員 民生児童委協会長	→ 全体調整、要配慮者の把握		全体把握、被害・避難状況の全体把握
情報班 長：(ま)総務企画副部長 副：農地利用最適化推進委員	→ 情報の収集・共有・伝達		情報の収集・共有・伝達（状況把握、報告活動等）
消火班 長：消防団分団長 副：消防団副分団長	→ 器具点検、防災広報		初期消火活動
救助・救護班 長：(ま)基盤整備部長 副：消防団分団長 日赤正副分団長	→ 資機材調達・整備		負傷者の救出、救護活動
避難誘導班 長：(ま)生活安全委員長 副：(ま)生活安全副委員長	→ 避難路、避難施設の確認		住民の避難誘導活動
給食・給水班 長：日赤分団長 副：日赤副分団長 民生児童委協副会長	→ 器具点検		水・食糧の配分、炊き出し等の燃料確保、給食・給水活動
連絡調整班 長：公民館長 副：(ま)産業振興部員	→ 近隣他団体との事前調整		他団体との調整
物資配分班 長：(ま)健康福祉委員長 副：(ま)産業振興部員 (ま)女性委員 (ま)健康福祉副委員長	→ 個人備蓄の啓発活動		物資配分、物資需要の把握
清掃班 長：(ま)環境保全委員長 副：不法投棄パトロール員	→ ごみ処理対策の検討		ごみ処理の指示
衛生班 長：(ま)環境保全委員長 副：(ま)環境保全副委員長	→ 仮設トイレの対策検討		防疫対策、し尿処理
安全点検班 長：(ま)産業振興部長 副：(ま)産業振興部員	→ 危険個所の巡回点検		2次被害軽減のための広報
防犯・巡回班 長：(ま)基盤整備副部長 副：(ま)総務企画部員 千代駐在所	→ 警察との連絡体制の検討		防犯巡回活動
応急修繕班 長：(ま)産業振興副部長 副：(ま)地域振興委員長	→ 資機材、技術者との連携検討		応急修理の支援

イ 地区内避難所等一覧 別紙6参照

ウ 地区防災備蓄倉庫・備品等一覧 別紙7参照

(2) **平常時**の活動・事前の対策

ア 各世帯が取り組むこと

何を	いつ・いつまでに	誰が	どのように
7日分以上の水・食糧・生活物資の備蓄	日常的に実施	家事を担う者を中心に家族全員	家庭内流通備蓄の推進（購入→備蓄→消費）
避難場所・避難所の確認	月1回の家族会議 又は、常会后	世帯主が家族に呼びかけ	家族会議で場所を確認。現地まで徒歩で行動
安否確認方法の確認	月1回の家族会議	世帯主が家族に呼びかけ	伝言ダイヤル171の使い方。電話不通時のメモの書き方・置く場所の確認。定時集合場所の確認
自宅及びその周辺の災害リスクの確認	年1回	家族全員	歩いて自宅敷地及びその周辺を確認
家具の転倒防止	随時	中学生以上	L字金具等による固定

イ 常会として取り組むこと

何を	いつまでに	誰が	どのように
地震発生時の一時避難場所の決定と周知	防災訓練の1月前まで	組長又は常会長	地区自主防災会と構成員とともに適切な場所を選定し決定する
土砂災害・浸水害時の避難場所の決定と周知	出水期前まで	組長又は常会長	地区自主防災会と構成員とともに適切な場所を選定し決定する
安否確認手段の確認と訓練	防災訓練の1月前まで	組長又は常会長	地区としての安否確認方法を検討して決定する。訓練で実際に実施。
避難行動要支援者の把握と支援者の決定	防災訓練	組長又は常会長	地区及び近隣の避難行動要支援者を地区内からの情報提供により把握する
支えあいマップ若しくは要配慮者個別計画の策定	防災訓練	組長又は常会長及び支援者	いつ、どのようになったときに、誰が、誰の所へ支援に行くかを記載したものを作成して地域で共有する

ウ 地区として取り組むこと

何を	いつまでに	誰が	どのように
指定避難場所、指定緊急避難所の安全性の確認とその対応	防災訓練の1ヶ月前まで	自主防災会役員	地震、土砂災害、浸水害の別に構造やハザードマップ等を用いて安全性を確認
避難所開設・運営に関する訓練	防災訓練時	自主防災会役員をはじめとした住民	市防災倉庫内にある資機材を用いて避難所開設・運営訓練を行う。避難所運営マニュアルも参照する
支えあいマップ若しくは要配慮者個別計画の策定	防災訓練の1ヶ月前まで	組長、自主防災会役員	いつ、どのようになったときに、誰が、誰のどこへ支援に行くかを記載したものを作成して地域で共有する
災害種別ごとに発災及び状況付与された総合防災訓練の実施	毎年防災の日前後	全住民	実働型の訓練を組み合わせ、状況設定をして、その周知をして訓練実施。事前に被害予測を説明する
実働に特化した訓練の実施（情報伝達、救助、救護、避難所開設・運営、消火等）	毎年防災の日前後	全住民	それぞれの分担に合わせて立案から実施までを取り組む。訓練当日は住民の参加を促す工夫をする
災害対応資機材の備蓄及び使用方法の周知・訓練	防災訓練、地域行事	自主防災会役員、住民	資機材を利用する機械に操作方法の習得や、内容物の点検を行う
用水路、河川の清掃	出水期前	住民・各常会	水路のつまりやゴミの除去の実施
防災教育・学習の普及啓発	年に1回	住民、自主防災会役員	自主防災会役員向けの研修会を総会に合わせて実施 住民向けビデオ鑑賞・研修会実施
避難所となる施設のガラス飛散対策	毎年	自主防災会	予算の範囲内で、順次対策を行う

(3) **発災直前**の活動（気象注警報発表・前兆現象の始まりから発災まで）

ア 情報収集・共有・伝達体制

(ア) 前兆現象等の連絡・報告

順位	誰がどこへ	何を（情報の種類）	どうやって（伝達手段）
①	前兆現象発見者→市役所危機管理室	前兆現象の状況（いつ、どこで、どのような状況か）	電話
②	前兆現象発見者→組長・区長→住民	// ※組長・区長は情報受理後、直ちに自主避難を呼びかける。避難を開始	電話、直接口頭
③	①→消防・警察・消防団・各自治振興センターへ連絡	前兆現象の状況及び避難情報発出見込み情報	電話
④	区長→自治振興センター	地区内の状況を集約し共有化	電話、デジタル無線機

(イ) 状況把握（見回り、住民の所在確認）

何を	いつまでに	誰が	どのように
河川の状況確認	警戒水位に達するまで	消防団、自主防災会役員、河川付近の住民	2名以上で身の安全を確保しながら、堤防の状況等を確認
急傾斜地の状況確認	大雨警報若しくは土砂災害警戒情報が発表されるまで	消防団、自主防災会役員、レッドゾーン住民	2名以上で身の安全を確保しながら、前兆現象の有無確認
用水路の確認（つまり等）	降雨が強くなるまで	用水路付近の住民、組長	2名以上で身の安全を確保しながら、詰まり等の確認
住民の所在確認	大雨警報若しくは土砂災害警戒情報発表直後	組長、区長	2名以上で近隣住民の所在を確認し、危険を感じた場合は避難を促す

(ウ) 防災気象情報の確認

何を	いつまでに	誰が	どのように
大雨注意報	発表直後、直ちに確認	住民全員	テレビ、ラジオ等からの情報
大雨警報	発表直後、直ちに確認	同上	同上
土砂災害警戒情報	発表直後、直ちに確認	同上	エリアメール、いいだ安全安心メール、同報系防災行政無線、安心ほっとライン等
大雨特別警報	発表直後、直ちに確認	同上	同上

イ 避難情報（準備情報・避難勧告・避難指示）伝達方法

(ア) 土砂災害・風水害・大雪等

順位	誰が誰に対して（対象者）	何を（情報の種類）	どうやって（伝達手段）
①	自治振興センター→各区長	避難情報（準備情報・勧告・指示）、避難所開設情報	電話連絡、近隣住民からの伝達
②	①→組長（常会長）	//	電話、直接口頭
③	②→レッドゾーン居住者	//	電話、直接口頭
④	②→地区民全員	//	電話、直接口頭
⑤	④→避難行動要支援者（支えあいマップ要支援者）	//	電話、直接口頭

(イ) 地震

順位	誰が誰に対して（対象者）	何を（情報の種類）	どうやって（伝達手段）
①	自治振興センター→各区長	避難情報（勧告・指示）、避難所開設情報	電話連絡、近隣住民からの伝達
②	①→組長（常会長）	//	電話、直接口頭
③	②→レッドゾーン居住者	//	電話、直接口頭
④	②→地区民全員	//	電話、直接口頭
⑤	④→避難行動要支援者（支えあいマップ要支援者）	//	電話、直接口頭

(4) 災害時の活動

ア 身の安全確保（地震）

何を	いつまでに	誰が	どのように
ダンゴムシのポーズ	緊急地震速報が流れたら直ちに実施。揺れが収まるまで	全住民	身を小さくし、頭を守り、動かない
一時避難場所への避難	揺れが収まったら、最寄りの一時避難場所へ集合する	全住民	地区ごとに集まり、安否確認をする

イ 身の安全確保（風水害、土砂災害）

何を	いつまでに	誰が	どのように
安全な場所への避難（水平避難）	土砂災害が発生する前の安全な状態のうちに	危険を感じた全住民 避難情報発令対象地区の住民 土砂災害特別警戒区域の住民	動きやすい服装、運動靴で安全な場所へ移動する
やむを得ず高いところへの避難（垂直避難）	別の場所へ避難することが危険な場合	同上	建物の2階以上の山から離れた部屋に移動する

ウ 出火防止、初期消火

何を	いつまでに	誰が	どのように
通電火災の防止	揺れが収まり、一時避難所へ向かうとき	全世帯	ブレーカーを遮断
初期消火	天井に炎が到達するまで	協力できる 頑健な住民	消火器による初期消火 初期消火用具による放水

エ 住民同士の助け合い・救助・救出・避難支援

何を	いつまでに	誰が	どのように
避難行動要支援者への支援	災害発生前後	予め定めた支援者若しくは隣近所の住民	要支援者の自宅に出向き安否を確認。避難が必要であればその支援をする。
隣近所の安否確認	災害発生前後	組長及び全住民	各戸の居住状況の確認及び垂直避難の呼びかけ
倒壊家屋等からの救助	被災後直ちに	隣近所を中心とした住民	救助用資機材及び2人以上の人員を確保し、2次災害に留意しながら救助活動を行う

オ 情報収集・共有・伝達

何を	いつまでに	誰が	どのように
安否の確認	被災直後、出来るだけ早く	区長、 組長及び全世帯	各戸の状況を組長が把握。直ちに区長へ連絡し、最終、自治振興センター。「全員無事」も重要な情報
被害の状況（ライフラインを含む）	被災直後、出来るだけ早く	同上	いつ、どこで、誰が、どういう状況か、支援の必要の有無を、自治振興センターへ伝達する。「人命・住家」に関する情報を優先する

何を	いつまでに	誰が	どのように
避難生活に関する情報	避難所開設後、随時	区長、 避難所運営責任者	現在不足しているもの、将来的に発生するであろう課題に対する要望について情報収集をする。在宅避難者のニーズ把握も忘れない

カ 物資の仕分け、炊き出し

何を	いつまでに	誰が	どのように
物資の仕分け	物資が避難所に到着した時から	物資担当 (指定避難施設の運営を担当する自主防災役員)	<ul style="list-style-type: none"> 避難施設内に物資を置く場所を確保 避難者へ配分するもの、希望者のみに配布するもの等を区別 男女の性差に応じた配布時の配慮する 配布等は、情報の開示に特に配慮する
炊き出し	被災直後、最初の夜までに1回は行う。以降、物資の状況に合わせて、1日朝・夜の2回を目安	赤十字奉仕団を中心とするボランティア	区長又はまちづくり委員会会長の要請を受けて、炊き出しを実施。食材・燃料の確保状況を鑑みながらメニューを立案

キ 避難所運営、在宅避難者への支援

何を	いつまでに	誰が	どのように
避難所の開設	避難所開設指示受理後直ちに、又は被災後直ちに	自主防災会役員及び早期に来た住民	チェックシートによる施設の安全確認。施設の清掃、利用スペースの確認、資機材の準備
避難所の受付	施設の安全が確認され、準備が整ってから	同上	開設準備及びルールが決定後、受付名簿により避難者を把握
避難所の運営	被災直後から概ね3ヶ月	自主防災会役員 (女性を含める)	長期間に及ぶ場合は、運営ルールを決定する。物資の配分、炊き出しや清掃、防犯など役割をみんなで担う
在宅避難者への支援	被災後からライフライン復旧(1ヶ月)まで	同上(在宅避難者にも役割を担ってもらう)	飲料水、食糧等を求めに来るため、配分等に在宅避難者も協力してもらう。登録は必須

(5) 復旧・復興期の活動

ア 被災者に対する地域コミュニティ全体での支援

何を	いつまでに	誰が	どのように
心のケア	安定した生活が送れるまで	隣近所でお付き合いのある住民	日常的な声かけ、あいさつのほか、話し相手となること
情報の提供・共有・わかりやすい説明	同上	同上 避難所等運営している顔の見える関係のある者	先の見通しや、支援に関する制度がわからないことが予見。誰にでもいつでもわかる情報共有を！

イ 関係者の連携による速やかな復旧・復興

何を	いつまでに	誰が	どのように
復興計画策定に向けた地元意見の集約	計画策定中	まちづくり委員会役員	市が策定する復興計画への意見の集約や提案をワークショップなどの手法を用いて取りまとめる
仮設住宅の予定地を予め決めておく	災害発生前まで	市、まちづくり委員会	各地区の被害予測から仮設住宅の必要見込みを検討し、適地を予め登録しておく

(6) 市、消防、他団体、ボランティア等との連携（平常時～復興まで）

何を	いつまでに	誰が	どのように
危険箇所の把握	平常時	市、自主防災会、消防団	ハザードマップを用いて現地確認
初期消火活動	平常時～応急期	消防団、自主防災会	資機材の点検を兼ねて放水等の訓練を実施
炊き出し	平常時～応急期	市、赤十字奉仕団、ボランティア組織、自衛隊	材料の調達、資金負担、役割分担等を予め確認。訓練も実施

6 実践と検証

(1) 防災訓練の実施・検証

何を	いつまでに	誰が	どのように
避難訓練	毎年1回 (9月)	全住民、 自主防災会	災害別に、いつ、どこへ、どこを 通って避難するか、実働する
避難場所・避難路の確認訓練	同上	同上	災害別にどこが安全か確認する
避難行動要支援者把握訓練	同上	同上	近隣の避難行動要支援者の把握と、 声掛け
安否確認訓練	同上	同上	一時避難場所での安否確認訓練
避難所開設訓練	同上	同上	避難所を開設するための資機材の運搬、 受付開設の訓練
避難所運営訓練	同上	同上	物資の確保、情報の共有、炊き出し等の 実動型の訓練。避難所体験も行って いく。
情報伝達・収集訓練	同上	同上	災害の概要をいかに早く把握し、住民や 関係機関と共有する
消火訓練	同上	同上	初期消火をいち早く行うための訓練
給水・給食訓練	同上	同上	給水活動や炊き出しといった訓練
救命救護訓練	同上	同上	医師と連携トリアージ訓練や、赤十字救 急法による軽症者の手当
資機材取扱訓練	同上	同上	様々な防災資機材の使い方を習得

(2) 防災意識の普及啓発

何を	いつまでに	誰が	どのように
家族での話し合い	季節ごとに 1回	家族ごと	夕飯時に、どこが危険か、どこへいつ避難する か、安否確認はどうやって行うかを話し合う
地域での話し合い	区ごとに 年1回	区長、 各役員	危険箇所、避難場所、事前対策、応急対応につ いて話し合い
地域イベントでの防災 要素の取り入れ	通年	各役員	様々なイベントで、防災要素を1つは組み入れ ていく

(3) 計画の見直し

何を	いつまでに	誰が	どのように
地区防災計画	毎年2月末 まで	自主防災会	1年間の訓練や活動実績を踏まえ、実態に則し た計画の見直しを行う
地区防災マニュアル (風水害編)	同上	同上	同上
地区防災マニュアル (地震編)	同上	同上	同上
地区防災マニュアル (雪害編)	同上	同上	同上
避難所運営マニュアル	同上	同上	同上